議案第１０９号

指定管理者が管理する長野市営運動場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年１１月２６日

提出者　長野市長　　荻　　原　　健　　司

指定管理者が管理する長野市営運動場条例の一部を改正する条例

指定管理者が管理する長野市営運動場条例（平成17年長野市条例第84号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項の表に次のように加える。

長野市営茶臼山スケートパーク	長野市篠ノ井岡田2060番地２

別表第１の14を同表の15とし、同表の13を同表の14とし、同表の12を同表の13とし、同表の11の次に次のように加える。

12　長野市営茶臼山スケートパーク

区分			利用料金
個人利用料金	一般	１回券	円 200
		回数券（11回券）	2,000
	小・中学生及び高校生	１回券	50
		回数券（11回券）	500
個人利用料金（市民以外の者が個人利用する場合）	一般	１回券	300
		回数券（11回券）	3,000
	小・中学生及び高校生	１回券	50
		回数券（11回券）	500
専用利用料金		北エリア、東エリア　それぞれ１区画１時間につき	1,000
		南エリア　１時間につき	500
専用利用料金（市民以外の者が専用利用する場合）		北エリア、東エリア　それぞれ１区画１時間につき	1,500
		南エリア　１時間につき	750
滑走エリアは、市長が別に定めるところにより北エリア、南エリア及び東エリアに区画するものとする。 北エリア及び東エリアの専用利用は、大会等で利用する場合に限るものとする。 市民以外の者が個人利用する場合とは、市外に住所を有する者が個人利用する場合をいう。 市民以外の者が専用利用する場合とは、市外に住所を有する者が専用利用する場合又は構成員の過半数が市外に住所を有する者である団体が専用利用する場合			

（大会等で利用する場合であって、当該団体の事務所等の所在地が市内にあるときを除く。）をいう。

利用時間が１時間未満であるとき又は利用時間に１時間未満の端数があるときは、１時間として計算するものとする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（指定管理者制度の導入に関する経過措置）

２　この条例の施行の日前に次項の規定による改正前の長野市営運動場条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長が行った長野市営茶臼山スケートパーク（以下「スケートパーク」という。）に係る使用の許可その他の行為又は旧条例の規定により市長に対して行っているスケートパークに係る使用の許可の申請その他の行為は、この条例による改正後の指定管理者が管理する長野市営運動場条例の相当規定により地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の２第３項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が行ったスケートパークに係る利用の許可その他の行為又は指定管理者に対して行ったスケートパークに係る利用の許可の申請その他の行為とみなす。

（長野市営運動場条例の一部改正）

３　長野市営運動場条例（昭和47年長野市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第３条の表長野市営茶臼山スケートパークの項を削る。

別表の７を削り、同表の８を同表の７とし、同表注７中「（茶臼山スケートパークを専用使用する場合を除く。）とは、市外に住所を有する者」を「とは、市外に住所を有する者（市内に通勤し、又は通学している者を除く。以下同じ。）」に改める。